

二 明治元年四月～十二月

(表紙)

家譜 慶永公 從明治元年四月
到同年十二月 二百十卷之追加 二

慶應四年戊辰

一 四月二日頒曆及度量衡ニ付上書せらる、如左

覚

製曆之儀是迄於徳川家致来候得共、素々鎌倉時代より唯今ニ至迄薩藩ニ而製曆仕候、尚大久保一蔵御尋問可被成下候、依之愚考仕候処、今般王政御一新ニ付、於朝廷夫々製曆等被仰付候御義ニも候ハ、早々薩藩曆家之者幾人ニ而も御雇ニ而、早々曆法之儀御取建相成候様仕度候

一 慶永曆法之義尤不案内ニハ候得共、是迄承及候処ニ而ハ、来曆ハ已ニ前年四・五月比より取掛候哉ニ御坐候ヘハ、当秋冬俄ニ御取建ニ相成候而も、問ニ合申間敷と奉存候

一 年号改元等之儀ハ、何レ勅意可被為在、別段不言上候也

四月二日 慶永

覚

一 秤之事 一 升之事

右是迄於徳川取極有之、天下相用ひ来候、今般御一新ニ付、於朝廷御定、両座京師江御呼寄、於諸国妄ニ製造被禁度候事

一 尺度之事

右是迄鯨并カネ共寸尺区々相成、以後以公法於朝廷被定、天下

一般之規則被相立度候事
四月二日 慶永

一 同日万里小路中納言殿より天機伺下坂の日割を通達せらる、左の如し

四日出立 越前宰相 八日出立
七日帰京 土佐少将 十一日帰京
十二日出立 肥前中将
十五日帰京

一 四月四日九ツ半時出門大坂に出発せらる、天機伺のためなり

一 四月五日四ツ半時出門浪華行在所本願寺掛処江参上、中山前中将殿に面接、天機を伺ハる、中山殿より奏上せられしには、即御同人を以

て、態々下坂苦勞被思召旨仰出され、御酒肴頂戴、別に中ノ院大納言殿を以て、御有合之粽五把拝領被仰付、畢て更に五辻大夫殿を以て天前に召出され秋月右京亮殿に同時に拝謁天前に於て、中山殿態々下坂苦勞別而御留守中諸事心配御満足ニ被思召旨御申達有之、此時於御扣所、正親町殿を以て明日陸軍運動天覧之節、陪覽すへき旨被仰出之

一 四月六日浪華城内に参上せらる、此日城内に於て陸軍運動を天覧せられし故、陪覽せられしなり、運動後御休所に於て拝謁仰付らる

一 四月七日夕七ツ時過帰京せらる、昨六日薄暮乗船、大坂を出発せ
(衍)
られしなり

一 四月廿日参内せらる、天機伺のためなり、此日宮中に於て徳大寺
殿、過般来江戸海に在りし軍艦数隻、去る十二日何方へか颯せ去
り、行方分明ならざるよしの東報ありし旨申聞らる、是より先、
江戸に於て徳川慶喜殿愈恭順謹慎相違なかりし故、本月四日柳原
・橋本両卿入城ありて、徳川家江第一慶喜水戸江退き謹慎、第二
江戸城明渡し、第三軍艦・銃炮引渡し、第四城内居住の家臣城外
江立退き謹慎、第五反謀を助けし者に相当の処置申渡し、以上五
条異議なく御請の上ハ、寛典を以て徳川の家名ハ立下さるへしと
達せられ、征東軍に関する御所置ハ一段落を告ぐるに至りしか、
更に軍艦脱走の報に接せられしなり

一 四月廿三日肥前国浦上村耶蘇教信仰之者御処置ニ付、意見書を指
出さる、是ハ長崎裁判所より申立の旨ありしを以て、本日在京の
諸侯を太政官に召喚して、総裁・議定・参与出座意見を下問せら
れし故なり、御下問御書付及ひ意見書如左

御下問御書付

長崎近傍浦上村之住民、先年来窃ニ耶蘇教を奉候者有之哉ニ候
処、方今追々繁茂致し、一村拳而右之教を奉戴し、殆ト三千人
にも及び候様相成、不容易大事之儀ニ付、長崎裁判所々精々申

諭し候由候処、更ニ悔悟伏罪無之趣ニ候、方今大政更始之折柄、
右様蔓延致候而ハ、実ニ国家之大害ニ相成、暫も難捨置事件候
得者、右巨魁之者相集、尚懇々説諭を加候上、速ニ悔悟致候ハ
、右宗旨之書籍并像一切取毀チ、改而神前ニおゐて誓約なさ
しめ、若万一悔悟不致節ハ、不得止断然巨魁之者数人斬罪梟首
いたし、其余之者ハ悉く他国ニ移し、夫々夫役ニ相用、所々根
底を勦絶し、数年を経て悔悟之実相顕候上、帰住相許候外有之
間敷歟、実ニ不容易事件ニ付、聊無伏蔵各見込之程言上可有之、
被仰出候事

四月

上答意見書

浦上村洋教信仰之者共ハ、断然之御処置被為在義至当之御事と
奉存候、併先年旧幕府ニ於て処置ニ及候節、仏国ハ彼是申立候
儀有之哉ニ付、今般之義も仏国ハ嚴重申立、却而教法弘り候様
相成候而ハ、益以御大事之儀ニ付、別而被尽衆議、至当之処を
以御裁決奉願候事

但閑叟儀ハ兼而長崎之事情并外国之事も功者故、昨日大久保
一蔵言上仕候、洋教を奉し候者御処置被成候と同時ニ、仏国
江右国禁を犯し候者故、可処刑戮段可被仰遣との義、一応御
尋向被為在、猶伊与守并外国掛り江も、御申談御座候様仕度、
万一仏国陽ニハ公法に服し陰ニ叛謀を助け候様之儀有之而ハ、
不容易御事と杞憂奉存候間、此上篤与御評議被為在、応接振

等も断然御定置ニ相成候様仕度候事

四月

慶永

一 四月廿九日時事に関する意見を上表せらる、左の如し

臣慶永 感慨涕泣之余、謹而奉言上候、昨年十二月九日王政御復古之大号令を被為発、更始御一新夫々御制度相立、太政官御再興、三職并分課八局ニ被為定、実ニ神武帝以降之御大業ニ而、億兆ハ勿論、西洋諸州迄も拭目觀望罷在、万民苛政之域を免レ、再昇平之日ヲ仰キ、安堵ノ思ヲナシ、利用厚生ノ聖政相行ハレ、遂ニ海外諸州と可並立ノ皇徳、一地球中ニ冠絶タルノ御盛業、不待歲月而可見儀ト天下欽仰罷在候、然ル処方今ノ太政官ノ景況相窺候ニ、庶政次第ニ繁務、追々之勅諭并御沙汰書等被仰出候へ共、乍恐今日迄万民安堵仕候程之御実行不被為在、衆人実ニ方向ヲ失ひ、渺々タル滄海、無棹扁舟之心地ニ御座候、其諸侯伯ノ情態、徒ニ用ナクシテ在京致居モ、畢竟朝廷ノ譴責ヲ畏レ候ヨリ、妄ニ勤王ヲ唱へ、各国邑富強ノ根本タル政務ヲ廢シ、領下民庶ノ膏血ヲ絞リ、無益ニ滞在ノ冗費ニ供シ、東奔西馳殆無寧歳、加之藩士ヲ以テ徴士トシ、其人員若干ニ至ル、況ンヤ裁判所ノ如キニ至リテハ、所謂後來尾大不掉、李唐藩鎮ノ殷鑑、実ニ不堪悲歎至候、伏テ惟レハ、往昔ノ人ヲ用ヒ玉フコト易簡ニシテ、全国ノ官人幾十名ニ過キス、和漢古今創業ノ聖帝・明王其人ヲ用フル、必然英雄ヲ撰挙シテ之ニ委任シ而、

猜疑掣肘スルコトナシ、僚属モ亦幾人ニ過ス、近徳川氏ノ制度雖不得其宜、今日ノ紛擾ニ至ラス、即今御初政ノ時ニ当ツテ、任重スル者一・二人ニ過キサルヘシ、コレヲ賛助ノ者又三・五人ニ過キサルベシ、人ヲ用フル妄ニ多ケレハ必支離ス、支離スレハ事ヲ誤ルニ至ルヘシ、万一目今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生靈流離顛沛、塗炭之苦ニ陥没ス、コレ千歳ノ遺憾ニシテ、臍ヲ噬共不可及ノ悔ニ御坐候、是^{慶永}悚栗流涕スル所ニシテ、^臣其職掌ニ当リカタク、進退実ニ相谷リ、心思迷乱不堪哀痛之至候、仰願クハ、從今御政治条理判然タル皇国ノ御基礎被為立、目的分明ニ被為在度奉至願候、就而者簡易ノ御制度御委任ノ人材、不顧恐懼、愚衷以別楮奉言上候、^{臣慶永}不堪怖懼之情、誠恐誠惶、頓首々々、謹而拜表シテ以聞候也

四月廿九日

慶永

三条大納言殿

岩倉右兵衛督殿

一 閏四月五日於大坂行在所、来る七日還幸せらるへき旨仰出さる、如左

此度大総督宮々言上之趣も有之、徳川慶喜降伏謝罪、奉仰天裁候ニ付而ハ、非常至仁之叡慮ヲ以、寛典之御処置可被仰出、依之来ル七日還幸被為在候旨、被仰出候事

閏四月

岩倉右兵衛督殿

一同日封書を以て、在京の諸侯に係る処分方の意見を上陳せらる、

一 昨三日御垂問の旨ありし故なり、左の如し

一 皇上還幸之後、速ニ在京諸侯御暇被仰出候事

二 諸侯御暇之節、参朝拝竜顔、其折勤王報国之志を益厚クシ、

藩屏之職掌ヲ始め、永世御誓約遵奉之御沙汰被指出度候事

三 出兵非常御警衛、兼而被仰付有之候諸侯、御暇ニハ賜物并

酒饌拝領被仰付候事

四 今般諸侯御暇被下候を機会として、朝覲之御制度急々被相

定、御沙汰有之度事

五 無役之諸侯御暇之節、長ク在京之苦勞を被慰候迄之御褒詞、

御沙汰有之度事

六 今後不依何時上京可被仰付儀も可有之、其節速ニ奉命、遅

参無之様御沙汰有之度事

七 会兵暴動等之憂患全ク未除候ニ付、今後出兵并先鋒等被仰

付儀も可有之、其辺軍防局御打合せ、兼而御廟謀被定、右

出兵等被仰付諸侯へハ、兼而御内意有之、御暇之節被仰出

度候事

八 議定・参与之諸侯御暇願出候ハ、関東平定之後三十日或

ハ五十日限り、其次第柄ニ寄御許容可有之事

九 平議定之御暇之日限、准第八候事

臣慶永

(マ) 一 四月八日未刻前御着輦、浪華より還幸せらる

(マ) 一 四月十日参内せらる、此日小御所に於て、徳川家に賜ハるへき領

地高及居城位置の御詮議ありて、三条殿ハ領地を百拾万石とする

か相当なるへしと議前田家百万石に比し拾万石を加せられ、岩倉殿ハ

百五拾万石より二百万石に至るの間を以て定むへしと論せられ、

徳大寺殿及広沢・後藤両参与ハ三条殿の議に賛同、万里小路殿及

小松・西郷・大久保・吉井四参与ハ岩倉殿の論に賛同、各其意見

を陳へられし末、大略百十万石に内決し、居城ハ江戸城・駿府城

の二説ありて決せず、麾下諸士の禄ハ三等に分ち、帰順最迅速な

る者ハ本領安堵、其次ハ三分ノ一減、遅緩の者ハ半額減等の御詮

議なりしか、慶永公ハ徳川家の支族なるを以て遜讓して意見を述

へられず、退朝後岩倉殿江書面を進せらる、如左

慶永 以厚顔拭血涙、誠恐誠惶、頓首々々、謹而奉言上岩倉公閣

下候、抑今日於小御所御相談被為在候徳川家御所置之大事件、

其支族慶永ニ至る迄被降御下問候義、公平至当之御儀敬服感泣

之仕合ニ御座候、別而公之尊慮不啻徳川氏之興廢、皇国之大幸、

上安宸襟、下蒼生安堵ニ至り、干戈相休、干羽両階ニ舞スルノ

御所置ニ而、有苗必至り候儀ト乍憚奉感服候、乍去方今総裁局

御用相勤、不包心底奉言上候筈ニ候得共、何分支族之身故、恐

懼罷在、公之御誠意至当之儀とも難申上、唯胸中憂悶涙灑臆罷在而已ニ御座候、扱家領百拾万石ニ而城地如旧候得者、徳川之主従弥飽聖恩、天意感戴、麾下之鼎沸忽鎮定、是亦天下不トシテ可知儀ニ御座候、其上ニも万一暴挙等有之候ハ、天人共可惡、徳川之運命已ニ究し、其血食を被為絶、天下諸侯をして討伐せしむとも、決而異議有之間敷、其節こそ大義親を滅す、先支族之諸侯をして討しむとも、必討伐可仕候、是宋祖遇越王錢俶之策と同轍ニ可有之候、左なくして唯今家領百拾万石之食邑にして、地所ヲ駿城ニ被為移候儀ハ、却而從朝廷求鼎沸、兵革御招之御姿ニ可有之、其祖先家康駿城ニ退隱迄にて、旧領にも無之、墳墓之地とも難申、江戸者祖先以来之墓所も有之、二百有余年之居城ニ候得者、容易ニ不忍退去情よりして、物議紛興可仕哉も難計、其上再天下之兵ヲ被為動候様立至り可申、全国之困弊相極り、乍恐奉恨朝廷可申歟、慶永窃ニ胸中察スル所、即今諸侯疲弊相極り、天下割拠之形勢を相孕ミ、極々御大事之儀ト、為皇国勿論為皇帝陛下、臣之所憂日夜こゝに御座候、且又城地仮令駿ニ被為移、徳川主従無異議御請申上、以帥宮江戸之鎮台とし、副総督迄被置候而も、廣大之江戸四里四方ハ大凡ニ而、唯今日中々夫処ニ無之、人民幾千万之衆多、是徳川若干之家臣ニ而、夫々統轄仕候而すら容易ニ行届兼候処、況や帥宮・副督并參謀以下百人ニ過さるへし、如斯寡少之人員ニ而、管轄服王化候儀、万々無覚束、殊ニ横浜并江戸も外国人罷越居候

事故、其制馭も難被及出来、却而朝廷之御失躰ト乍恐奉憂苦邪推申上候得者、徳川家ニ於てハ是迄ハ減祿仕候事故、若干之江戸持居候ハ、駿城之方遙ニ有かたく、立派ニ市尹を始夫々之管轄之小吏を解き、朝廷江御引渡申上候ハ、鼎沸之裏面にして、今日ハ万民生活之業如何御維持被遊候哉ニ奉存候、唯座論之御決定ニ而ハ兎も角も、今後治平無覚束、何分公之尊慮ニ候ハ、会賊も有苗格之古例之如く、愛度可鎮定候、慶永兼而隨御懇命不顧忌諱公へ奉恐疏候、諸卿同座之折ハ何分可否難申上、愚意当惑、奉仰御照察候、且支族之小身決而徳川鼻肩仕候ニあらず、徳川之興廢ハ指置、為皇国と為皇帝陛下、王政千古ニわたり史冊ニ載せ、不被為恥候而、聖徳海内外ニ光被候様有之度、朝暮為朝廷所至願ニ候、敢犯尊嚴奉言上候、誠恐誠惶、頓首々々、死罪々々

閏四月十日

慶永

一 閏四月廿日太政官代を二条城より禁中江移さるゝ旨仰出さる、如左

兼而被仰出候通り、二条城江被移玉坐候、就而ハ御造營并是迄之官代御修復ニ付、自明廿一日当分之処、太政官代を禁中江被移候旨、被仰出候事

但武家玄関を以、弁事伝達所と可被相心得事

閏四月廿日

一 同日於小御所酒饌を頂戴せらる、此日ハ御留守議定・参与之公卿・諸侯及下参与一同申刻参集、於天前酒饌ヲ賜ハリ、畢て諸侯江ハ曬耆疋・御扇子一柄ツ、判事江ハ曬耆疋ツ、賜ハリ、権判事以下江者、於官代頂戴物ありしなり

一 閏四月廿一日巳刻参内せらる、御用召喚ありし故なり、此日八局之制・諸職課を廃せられ、更ニ官制を定められたり、慶永公に議定職被仰出、外に島津殿・鍋島殿・蜂須賀殿江も議定職被仰出けれと、御一同に固く御辞退ありて、未刻後退朝せられたり

一 同日退朝後、鍋島殿・蜂須賀殿御来邸御談話中、勅使岩倉侍從殿・五辻大夫殿邸に臨まれ、尚又議定職を御請ある様にとの御内命を伝へられし故、鍋島・蜂須賀両侯御相談の上、改て明日御請申上へき旨奉答せらる

一 閏四月廿二日辰半刻出門、依召参朝せらる、此日於宮中左之通被仰出

任権中納言

叙従二位

右

越前宰相

宣下候事

閏四月廿二日

一 閏四月廿三日岩倉殿・鍋島殿と共に連署上表して、昨廿二日宣下の官位岩倉殿ハ従一位右大将、鍋島殿ハ慶永公に同しく権中納言従二位なりを固辞せらる、如左

臣等謹而奉言上候、抑今般御一新二付、以格別之叡慮、議定重

職之詔勅を奉蒙、聖恩隆盛、重畳奉謹畏候、臣等実ニ鄙力其任

ニ難堪、恐懼之余奉固辞候処、再三深重之叡旨奉相伺、感泣数

行、戰兢之至奉存候、臣慶永・直正依而不顧前後御請奉申上候次

第二御座候、然ル処豈凶、去ル廿二日官位宣下、誠以恐懼心痛

之至、何共可奉申上様も無御座候、臣等天資驚鈍、賛翼廟謨候、

目的も無之身を以、当職之御請ニ及候スラ不安心底之処、臣具視

慶永・直正三人者別而先祖之官位ニも超越し、六十余州群牧ニ

も勝れ、海山之聖寵謹畏勿論ニ候得共、唯天下渡世ニ対候而も

無面目心地ニ而、却而朝廷之御失躰と奉存候而恐入候、臣等素

ろ当職之御請奉申上候末ハ、乍不及不顧非才浅智、日夜鞠躬尽

力精勵、奉報答聖恩、万分之一度寸誠ニ御座候、官位辞退被聞

召候而も、今日之御用相勤、聊閑係不仕事ニ而、却而顕官高位

を辞退し、従来之儘被差置候方、十分之忠勤仕度、一身ニ取候

而も重畳奉恐入候、臣実美・臣忠能・臣経之等過日之宣下至当

無間然儀ト奉存候間、辞退候共不被聞食候様奉存候、将又参与

ノ如キハ元各藩之徴士、無位ニ候得共、今後咫尺天顔候御用も

被為在候事故、叙位宣下御尤ト奉存候、臣等素より官位有之故、御前御用も相勤まり候、此上強而辞退不被聞召節ハ、無扨当職迄も奉固辞候寸心ニ御坐候、依而官位御辞退も一旦詔勅之重き奉恐入候間、暫時之所御請御猶予之儀奉願候、伏而願はくハ以至仁至大之宸断、被為聞召分、聖恕を被為垂度奉至願候、臣等実ニ恐懼無所措身、不堪激切懇願之至、誠恐誠惶、頓首々々、百拝謹上

閏四月

臣直正

臣慶永

臣具視

一 閏四月廿五日權中納言・從二位御請御猶予被聞食候旨被仰出、如左

閏四月廿二日權中納言・從二位宣下之處、御請之儀暫時御猶予、中山大納言・正親町三条前大納言迄奉願、兩卿奏聞ニ及、叡慮強而宣下願之趣難被及御沙汰候得共、無扨事情之趣も有之、御猶予之儀被聞食候事

一 閏四月廿八日先朝御忌日及毎月御精進日ニ付、意見書を指出さる、兼て勅問ありし故奉答せられしなり

今日御一新ニ付、先帝御忌日并毎月御日柄御精進之当否、勅問之趣拜承仕、乍恐御追孝之叡慮、即天下之子弟をして孝悌ニ勸

ムル之御基本と、臣実ニ感激落涙数行奉謹畏候、臣聊竭愚考不顧恐惶謹而奉言上候、伏惟レハ先帝以十二月廿五日登遐被為在、以廿九日御発表、是宮中之御都合ニシテ、無御扨儀ト奉伺候、過去ハ不及是非、議政官決議、從補相奉奏聞か如く、断然叡旨被為在候ニ付、以来先帝御忌日ハ十二月廿五日と、更ニ被仰出候様奉存上候、如斯奉言上候ユエンハ、乍恐朝廷中古御衰世之御弊風と奉存候、以臣下之例上言ス、最不堪恐怖候得共、徳川家康ト三代比迄ハ、忌日ハ真之忌日にして死去発表同日ニ御坐候、其砌ハ天下ノ侯伯亦同断と相考申候、乍恐朝廷亦當時之天皇崩御御發喪、御同日ニ被為在候、徳川氏中葉太平之虚飾盛んに被行、吉凶都而鄭重之風習ト、死去発表日を同クセサルニ至ル、朝廷も亦鄭重之御旧習、コレ元文以来之儀ニ奉存候、且又毎月御日柄之儀、コレ日本方今ノ陋習と奉存候、和漢西洋未タ其例を聞カス、殊ニ朝廷往古ハ御忌日ノミニシテ、毎月御日柄被為在候事無之、其確証者方今公卿父母之忌日ニハ必参内不仕候、毎月ノ日柄ハ矢張参内仕候由、豈惟公卿ノミナランヤ、往古之余風告朔ノ餼羊ヲ存シ候、如此明白ノ確証アリシ上ハ、速ニ被廢毎月之御日柄候方御至当ト奉存候、御精進之当否ハ不須論候、光格・仁孝兩帝御諡号而已被設候而、玉体ハ泉涌之仏域を以、其土ニ被在候故、臣子之痛嘆スル所也、聖明之叡断、先帝之玉躰東陵ニ被為在候上ハ、仏法不被為用、天照皇太神も先帝も古今ノ隔絶ノミにして、聊も不被為替、平野神社の如キハ

仁德帝を所祭、延喜式第八卷平野祭之祝詞にハ、波多能広物・

波多能狭物ノ言葉アリ、当時之天皇祭仁德帝ニ被為用魚肉候、

天皇此時御精進被為在間敷候故、旁先帝御忌日魚肉調進何之妨

アランヤ、按宋礼^{宋朱}忌日ニハ不飲酒・不食肉トアリ、皇国ノ

例ニナスヘカラス、^臣願クハ毎月ノ御日柄ヲ被廢、十二月廿五

日一年一度ノ事ニシテ、却テ重大ノ御忌日トナリ、前日ヨリ御

齋戒・御沐浴、旧例ノ俗習ヲ停止シ玉ヒ、御神事ニ被仰出、此

日天皇御出輦、被拜東陵候歟、或ハ奉幣勅使ヲ被差向候歟、右

両条之盛挙可然奉存候、朱喜ノ不食肉トイヘルハ魚肉ノ事ニモ

アラス、仏例ヲ用ユルニモアラス、只魚肉の当否ハ抑末ナリ、

御哀慕・御追思ノ聖情ヨリシテ、諸事御謹慎第一ノ御儀と奉存

候、魚肉を御献供、或ハ天皇被為用候儀ニ候ハ、諸事夫ニ応

シ神祭ノ御規則被為立度奉存候、^臣慶永敢狂瞽ヲ忘レ、十分ノ

愚衷、待斧鉞奉言上候、区々ノ鄙情、伏テ光明ノ聖意ヲ以て、

御採用被成下候ハ、^臣慶永^{幸甚}、便天下ノ幸甚ナリ、誠恐誠

惶、頓首々々、百拝謹言

閏四月廿八日

^臣慶永

一五月朔日辰半刻参内せらる、小御所に於て拝謁仰付られ、畢て御

学問所江出御、議定一同へ御茶菓を下賜ハリ、又揮毫仰出さる、

慶永公即席詩を賦して奉らる、左の如し

瓊尊五千年皇統幾綿々聖化如日月是^臣大願松

一五月六日會計に関する意見書を差出さる、此程来廷議ありし故な
り

先般於小御所、御廷議被為在候會計之儀ニ付、^臣所考之趣奉拜

陳候処、猶又書取呈達可仕旨之御命ニ付、大略之主意左ニ記申

候

一 国計窮迫之時ニ当リ、課金ヲ士民ニ命スルニ、有司必其術ヲ用

ユ、其術如何ヲ考フルニ、有司先ツ上言スルニ若干ノ金ヲ課ス、

人心疑惑ヲ抱キテ葛藤ヲ生スヘシ、実ニ至重ノ事件ナルヲ以テ、

人君親ラ儉素ヲ勤メ、其盛意ヲ衆人ニ貫徹スルニ非レハ、此挙

不可被行トノ題号ヲ出ス、満堂ノ有司蹙眉疾首其議ヲ採納シ、

コレヲ人主ニ告ク、人主モ亦奈何トモスルコトナシ、今日ノ切

迫ヲ救フニ急ナルヲ以テ、無拗許可シ、一時細密ノ手都合ノ取

調ヲ待タスシテ、其古格ヲ廢却シ、儉素ヲ行ヒ、減食撤樂、或

ハ冗員ヲ汰シ、或ハ宮女ノ数ヲ減殺シ、妃嬪ノ奢侈ヲ禁絶スル

等ノ如キ頗盛事ナカラ、実ハ有司コノ人主ノ盛意ヲ仮テ課金ヲ

國中ニ命シ、士民ヲシテ辞スルコトアタハス、調進ヲ十分ナサ

シムル駕馭ノ策ニ用ユル所以ナリ、国中日夜悲涕不平ヲ懷クト

雖トモ、有司ノ憤怒、政府ノ譴責ヲ畏レ、君命ヲ重ンシテ課金

ヲ調進ス、有司上言スル所ヲキクニ、今度ノ課金前年ノ御趣意

ト違ヒ、人君ノ士民ヲ愛恤セラレ候盛意ヲ体認シ奉リ候ヨリ、

國中聊無不平調達スルヲ競ヒ喜フナト、其辞ヲ飾ル、然ルニ

其國中真実ノ情ヲ察スレハ、怨望嗟嘆ノミニシテ、其調進スルヲ歎フ者一人モナシ、今日得ル所ノ利及ヒ畜積スル物ハ、悉ク官ニ収ム、甚シキニ至リテハ、其産ヲ失ヒ妻子ノ衣服ヲ以テ債補ス、遂ニ衣食不給、流離顛沛ニ至ル、富商之カ為ニ融通ノ利ヲ失ヒ、或ハ兼併僥倖ノ姦ヲ射ル、貧民其命ニ応セサレハ、官ノ譴怒ヲ免カレス、進退維谷リ、遂ニ一揆叢虫ノ乱ヲ醸成スルニ至ルヘシ、其上情ヲ察スレハ、人君ニハ節儉ヲ勤ムルコト平易ニシテ、格別艱難トモ不存候得共、君側及附属ノ小吏ニ至リテハ、怨嗟スル者多シ、公然難申候得共、小給ノ身ニ至リテハ、日々蒙君恩モノアリ、嚴格ノ儉素一毫モ其益ナク、水清ニイタル即魚ナシトイヘル諺ノ如く、庖厨無聊、上情下情共ニ怨嗟ヲ懷キテ是ヨリ讒邪其隙ニ乗スル者出来スヘクト、実ニ慨嘆ノ至リニ非スヤ、コレ和漢古今ノ通例ナリト、臣故ニ從今西洋規則ニ倣ヒ、課金士民ニ命スルモ、人君儉素ヲ勤ムルニ及ハス、玉食ヲ奉リテ從前ノ法度被為用、且從今皇國ニ關係スヘキ事件ハ朝廷ノ御入費ニ不被加シテ、太政官ノ入用トナシ、今年ノ失費、内帑ノ多寡ヲ論セスシテ、内帑ヨリ払フヲ禁メ、コレヲ皇國ニ課ス、今年ノ失費ヲ公然天下ニ布告スヘシ、天下コレヲ真知ス、必課金ヲ調進スルニ疑惑ヲ生セサルヘシ、弘通流水ノ如シ、新聞紙ヲ讀ムニ、仏國去年納稅不足ニ付、市人江用金トシテ金高凡九千万金ヲ課スト、コレ國中調達スルコト、必疑惑ヲ生セスシテ官ニ収ムヘシ、其帝ノ儉素ヲ勤ムルヲキカス、信義上下ニ

アル所以ナリ、因テ從今皇國中可納ノ金ハ國債トナシテ、返弁ノ仕法ハ有司ノ議ニ任ス、モシ又内帑有余トキハ、コレヲ政府ノ入用ニ加入スヘシ、コレ臣ノ所考永世ノ規則ヲ論スルモノニシテ、切迫ヲ救フニ急ナル術ニ至リテハ、臣ノ見込更ニ無之候、且又今般課金ヲ士民ニ命スルニ当リ、皇上儉素ヲ勤ムルノ聖慮、万々所希候、乍去課金ノ為ニ、被為対商民候テノ御改革ハ、決テ無之方御至当と奉存候、此段不顧恐惶奉対答候也

五月六日

慶永

一五月九日中根雪江を岩倉殿の許に差出さる、徳川氏家統相統方ニ付而者、岩倉殿最初より不一方御配慮あり、此程御跡目等被仰出しを以て、右御礼を申上させられしなり

一同日参内中御簾前に於て御詮議の旨あり、是ハ此程来関東に於て、官軍屢苦戦に及へりとの報ありし故、殊の外宸裏を悩され、夜中も御安眠在らせられすとの御事にて、今後の御処置方を議せしめられしなり、此時御簾内より、再び御親征にも及はせらるへき勸慮の旨、宸翰を降されしか、慶永公・閑叟公御親征ハ場合により御相当の事ながら、度々さる事再らせられてハ、却て天威を軽んせらるゝの恐れなきにあらず、されハ今日ハ益聖徳を修めさせられ、主として朝廷を御正しあらは、東匪の如きハ遠からず衰滅に帰すへしと言上せられしかは、一坐此議を賛同せられ、遂に御決

定に至らせられたり

一五月廿二日御家老に命せられ、会津征討として越後口江出張に係る、慶永公の御意見を茂昭公に申上しめらる、是ハ本日重臣を太政官に召され、徳大寺大納言殿より茂昭公に会津征討越後口江出張被仰付候、尤至急之軍務二付、従国許直ニ発途、速ニ可奏成功候様御沙汰候旨の御書付を下附せられし故なり、さて御家老に命せられし御意見ハ、此度越後口江出張仰付られしハ、専ら会津征討のためにて、名義分明の軍事なれば、潔く御出陣ある様ことの事なりしか、春來北陸道先鋒出兵仰付られ、又御親征供奉仰付られし折々、慶永公強めて其事を避けられしハ、徳川家の御征討に出兵してハ、宗支の間に於て干戈を交ふる事となり、倫常を紊乱するの甚しきものなるか故なれと、会津に在てハさる重大なる關係なく、殊に徳川家已に伏罪陳謝せられしをも顧ミす、猥りに王師に抵抗するものなれば、素より同日の論にあらざるを、万一福井に於て是らの事理を誤る事もあらんかとて、予しめ申上させられしなりとぞ、此日官代に於て岩倉殿申されしハ、過般來外諸藩ハ追々出兵仰付られければ、越前へハいまた其御沙汰に及ハれず、故に今度ハ是非出兵仰出さるゝ様にと、軍務官より申出しを以て、本日形の如く仰出されし事なるか、予しめ御相談に及ハさりしハ、甚御氣の毒の事なりとの事なりし故、慶永公今度の出兵は武門の本意、殊に諸藩追々に出兵する場合、獨弊藩のみ其事なく、甚心

苦しく存し居りし折なれば、慶永は潔く御請け申上たりと答へられたり

一五月廿四日酒井与三左衛門福井に出発す、越後口出陣の命ありし故、慶永公一藩江心得方を指示さるへしとて出発せしめられしなり、此時茂昭公江進せられし慶永公の御書付左の如し、此御書付ハ、京師に於ても、要路之役々及諸隊長江拜見せしめられたり今度從朝廷越後口出陣被仰付候儀ハ、於朝廷大中藩多分出勢之上ニ而、無御拋被仰出候義ハ顯然、加之關東追討ニ出兵無之ハ、兼々宗家へ敵するハ雖朝命大倫之上ニ於て不可為との建言、貫徹する処なりと難有義二候、其事は一昨日輔相卿之御内話も有之事二候、右故歟、徳川家脱走之東叡山屯集、或ハ八州屯在之討伐及鎮撫等も、阿波中納言始夫々東下被仰出候得共、当方出兵之御沙汰無之候も、全く右辺之御趣意と存上、如斯宗家及脱走迄も征討不被仰付段ハ、実ニ朝恩莫大深重畏入感激之至二候、会津之義ハ当今と相成候而ハ、第一慶喜公之御恭順を妨げ、朝廷ニ衡抗する其罪難遁、右会津之所置如此ナラサレハ、今比ハ慶喜公恭順之道相立、其社稷も万安にして、天下安堵に至り可申と被存候、然ルニ宗家恭順之道相立候而も、徳川家脱走之人アルハ、畢竟会藩之暗ニ誘引声援ヲ頼ンテノコトナリ、是を以觀レハ、会津ハ第一奉對朝廷恐入候者勿論、慶喜公之御恭順を妨げ、其素志に違背し奉り、旁以不可免之賊と存候、何分にも

為皇国・朝廷ハ不及申、為徳川家早々誅伐之成功を奏し、天下後代迄之笑を貽サス、偏ニ今般之詔勅を奉し、上安宸襟、下蒼生之苦を救ひ、宗家愈恭順之道相立、慶喜公御素志之処を思ひ、日夜之御憂慮を奉安、我東照宮在天昭々之尊靈を奉、慰を方向とし平定之功速なる程、宗家之御都合社稷万安之基本とも可相成候、是余ノ方向とする処にして、足下同意之事に候ハ、家中此道を躰認し、尽忠報国、我浄光公会藩鎮庄之尊意を今日に欽仰し、報本之奉公此秋と存候、此度ハ足下江被命候事故、此書面ハ家中拝見・布告を禁し、足下同意候ハ、改而所存十分認、夫々布告有之度事、心緒万々ハ与三左衛門江託し候也

五月廿三日

慶永

越前少将閣下

尚々昨冬上京、慶喜公御沙汰ニも会藩ノ頑固甚以こまり申候、此上ハ討つより外なしと被仰付事有之候也、此書状興之輔・家老・中老之外被為見聞敷候也

一同日夜に入、南部彦助京師に着す、曩に北陸道鎮撫使に指添ひ越後国高田に抵りしに、同所滞在中、越後国内に於て会・桑以下数藩官軍に抗し、已に開戦に至りしか、軍資金欠乏、僅かに六日を支ふるのミとなり、其他弾薬の如きも準備甚手薄なるを以て、軍資金を会計官に請求し、弾薬を福井藩に依嘱するため馳せ登りしなり

一五月廿六日水野小刑部を福井に遣はさる、是ハ去る廿四日、南部彦助越後より出京せし時、薩長の兵士等殊の外粗暴、越後全国を敵と見做し、一兵をも残さず刈り尽すへき胸算のよし、故に帰順の志を懐ける藩々なきにあらざるも、遂に敵方に同盟する事となり、越後在陣の各藩兵ハ、都て薩・長に駆使せらるゝ勢にて、意見あるも陳述するを得ず、加州兵の如き其か為め多数の負傷者を出たすに至れり云々申し候故、さては無謀不仁の所為といふへし、我藩に於ても茂昭公不日出馬せらるゝ筈なるか、さる無謀不仁の所為には同意せらるへくもあらされは、出馬に先たち、鎮撫受降の処置をも併ハせ用ゐらるゝ様、朝廷へ伺ひ出られ然るへきかとの邸議ありて、其議を慶永公に申出しかは、公嘉納せられ、即ち小刑部をして其趣を茂昭公に告げしめられしなり、此時小刑部に下附せられし書付左の如し

下附せられし書付

今度出兵被仰付候ニ付而ハ用有之、我等初見込通り早々立帰、国許江罷越可申出候事

五月廿六日

小刑部江

持参せしめられし書付

覚

一奉対朝廷ハ勿論、違背徳川家恭順之罪不可許事

一 奥羽始一藩之方向、無二念此二決着之事

一出張之上ハ、假令薩・長之強ナルニモ其他之弱ナルニモ不拘、我信実之心を以て対し、他藩之煽惑に不管、進退共ニ我決意を以て可成事

一 軍令三ヶ条或ハ五ヶ条之事

一 君相之握奇ハ不及申、他藩或者敵に成する時、所位ト地理及討伐・進退、明白ナル算を定めたる上ニ而庶務ニ可成事

五月廿六日

印

一 同日市村勘右衛門福井より到着す、是ハ今度茂昭公越後口江出馬せらるへきに付、国議の趣ありし故、其議を茂昭公より慶永公江御相談のため出京せしめられしなり、勘右衛門去る廿四日戌半刻福井を發し、途中程を兼ね本日夕刻到着せり、さて国議の大意は、茂昭公出馬先に於て、事に当り督府予しめ議を下され、本藩の軍配に關し意見の行ハるへき運なれば素より異議なけれと、是に反して督府何等の議をも下されず、意見ありても行ハれさらんには、忽ち軍配の方向を失ふへければ、軽々出馬ハせられかたし、しかし今日の場合斯る議論を申立るも容易く其筋江貫徹すまじきか、果して貫徹すまじとならば、特に督府の參謀中に列せらるゝ様、其筋江周旋してハ如何、又此時茂昭公持病の脚氣發動せられ、転地療養然るへしとの医案に基き、已に是月廿五日、領内海岸の地に赴かるゝ筈にて準備全く整ひ、廿二日其旨を藩中に示されたる

折から、出馬の御沙汰を承知せられし事なれば、一時出馬延引の御届に及ハれてハ如何、又追て出馬の際ハ、なるへく多数の兵員を召連れられたし、是ハ如何あるへき也等の御相談ありしなり

一 五月廿七日市村勘右衛門京師を發して帰国す、茂昭公より慶永公江御相談の廉に對し、夫々御返答ありし故出發せしなり、御返答の大意は、茂昭公出馬先に於て事に當り云々の件は、昨日水野小刑部をして京邸の議を茂昭公に申進せられし故、別に御答に及はれず、転地療養、御出馬延引の事ハ、京都に於て御引請、其筋江届出らるへく、御出馬の際召連れるへき兵員ハ、格別の多数にハ及ハざるへしとの事なりき

一 五月廿八日中根雪江を岩倉殿の許に指出さる、是ハ茂昭公持病の脚氣發動、左脚に腫氣ありて、近日ハ腹部に及ひ步行難儀ニ付、転地療養のため海岸の地に赴きたきを以て、越後口の出馬を一時延引したしの事を、吃度となく申出させられしなり

一 五月晦日岩倉輔相公江内書を遣はさる、昨日參朝の際、輔相公東北之賊焰未全く消滅せず、其為め生民塗炭の苦を受くる事少からず、故に御綏撫のため、此際御東幸あらせらるへき叡慮の旨御密談ありし故、今は行幸の機にあらさる旨を忠告せられしなり、左の如し

謹而捧一翰候云々、扱者昨日左府公の之御報知、実甥徳川龜之助事家祿も賜り、於臣重畳謹畏之至奉存候、右御礼閣下迄申上候、抑昨朝御至密之大事高話被為在、於^臣決而他言不仕、同僚中山卿初江も、此儀ハ一言も不申聞次第二御座候、就夫退朝後も篤与思慮仕、尚終宵再三熟慮に及申候、実ニ此度之御出輦、叡慮ハ先般徳川討伐之御親征ニ被為替、何分為万民御撫恤被為在候御儀ニ而、皇国之父母たる宸念、^{臣等}実ニ感激之至ニ御座候、然ル処方今宇内之形勢、未夕平定ニ不至ハ不及論、指向キ東海道辺古今未曾有之大水ニ有之、勢田橋已ニ危ク、大津の草津迄も水湛ニ相成候処、夫の先ハ如何之洪水歟難計、民間ニあつてハ苗ことく押流し、新ニ貫苗を植付候程之為躰ニ御座候、農事例年のハ繁ク、特に薩摩之一諸侯ニ而も道路之通塞を待チ、東行致度との御猶予願とも相成居候事、此節御出輦東海道被為成候而者、却而夫か為ニ道中筋之農事ことく廢却シ、難有叡慮も却而怨嗟之基と相變し可申哉是一也、且又徳川龜之助御処置并家祿等被下置、一旦江戸鎮定之趣ニ候へ共、未夕江戸府并徳川家旗本等之気合も不相分、今両三度左府公より之御報知ニ寄、御出輦被為定候而ハ如何、我々共一諸侯すら先道中人足を始、道調候上ニ而発足致候程之事ニ候得者、況ヤ被為於至尊候而ハ猶以之御儀、御簡易・御輕便之御趣意ハ難有儀ニ候得共、御輕忽ニ被為成候而者、却而朝憲も如何可有之哉、不堪案勞是ニ也、殊ニ炎暑之時分、誰ニ而も旅行仕候而ハ相厭ひ候

儀ニ而、中暑・下痢等之患有之、私共先年盛夏旅行之節実ニ困窮極り、下痢等有之昼休夜行候事ニ候、然ル処至尊ニハ是迄日光ニも御当り無之、風氣も御通ひ不被為在、暑中御園御歩行も無之玉体を以、盛夏数日之御旅行、御苦勞ハ扱置、万々一にも二ツなき玉体、御障り被為在候而ハ、第一民の父母たる、疾苦被為救候難有叡慮も、凡而水泡に属し可申、^{臣等}思ふ所、玉体さへ御壯強被為在候得者、如今之進緩ハ本ノマとふてもよろしく、呉々万々一盛夏之御旅行御障り被為入候得者、跡へも先へも行かれ不申儀と奉存候是三也、乍不及是迄小国治民之職分ニ御座候、何事も一旦処置候而、其動静を測知し、万民聊所向之見へ候処ニ而布告候得者、必ず行はれ申候、功を急ぎ、衆人相患ひ、所向未定之所ニ而所置仕候得者、金玉之政令も民情不受所の跡戻り仕候、夫のハ遅くとも十分美事行はれ候儀肝要ニ奉存候、不徳之^臣故如此儀ニハ可有御座、決而被為於至尊候而ハ右様無之、御出輦被為在候得者、万民平定難有可奉存者必定ニ者可有御座歟、乍去万一左様無之節ハ、誠以当惑之外ハ無御坐、其節後悔仕候而も駟も不可逐致方無之候間、何分ニも今少江戸御処置濟、賊徒退散後之形勢、都下人心之安着如何、其辺至急左府公御尋問之上、尚又御篤評被為在候末御決定被為在候得者、却而御出輦御着東之上、至仁至聖之叡慮貫徹可致哉ト奉存候是四也、昨日備前侍従の承候得者、函嶺関門、脱走東賊之手ニ落チ、小田原も已に東賊之指揮を受候哉ニも申聞候故、旁以右等熟考仕候

是五也、唯々媿情難止故、涕泣之余り著々方心付之次第、例之
軽忽言上閣下仕候、尚御出輦之儀被仰出候共、決而所存無御坐
候、臣微衷迄二御座候、伏而奉仰御取捨候、恐惶謹言

五月晦日

松平慶永

輔相岩倉公閣下

尚々正忌恐入候得共、至急不得止呈書仕候、多罪奉仰御海徳也

一六月三日水野小刑部福井より帰着す、去月廿六日出発後廿八日福
井江着して使命を竟へ、本月朔日福井を發して本日帰京せしなり

一六月七日松平備後・田内源介・村田巳三郎福井より到着す

一六月八日天方対馬・千本弥三郎・堤五一郎福井より到着す

一六月九日日本多興之輔福井より到着す、去る七日以来松平備後以下
数名の輩連々出京せしハ、過日慶永公より水野小刑部をして、鎮
撫受降の御処置をも併ハせ用ゐらるゝ様、朝廷へ伺ひ出られ然る
へきかと、茂昭公へ仰せ達せられたる趣もあり、其上此輩の福井
を出發せし前には、関東に於て徳川家に係る御処置を仰せ出され
し報知、いまた福井に達せさりし故、彼の南部彦助の申せる、越
後出張の薩・長兵殊の外粗暴云々の趣といひ、徳川家已に伏罪の
実効を立けれど、朝廷よりハ未だ同家存廢の御沙汰在らせられざ

れは、自今朝議のある処、一旦方向を誤りし者ハ爾後過ちを悔い
て謝罪降伏するも、寛宥せられざる方にもあるへきか、さて八天
下の騒乱容易に熄ミかたかるへく、生民の塗炭に苦む事も際涯あ
らざるへし、故に茂昭公の出馬に先たち、朝議のある処を伺ひ、
時宜によりてハ鎮撫を先とし、然る上鎮撫に従ハざる者を誅戮せ
らるゝ方に朝議を確定せらるゝ様、申立へしとの議を持して出京
せしなり

一六月十日勅問に答へて民政の要務を建白せらる、左の如し

去ル九日御下問之勅書、臣盥嗽百拜奉謹読候処、陛下至仁之聖
慮、臣不堪感激之至候、臣常々聊熟考仕置候芹曝之微忱ヲ記シ
テ、以テ奉対答勅問候、臣伏テ惟レハ、抑今春徳川慶喜ノ暴挙
ヨリシテ兵革頻ニ動キ、億兆日夜苦塗炭、不啻畿内及東方諸州、
皇国ノ困弊次第ニ極ラントス、是陛下ノ宵旰叡慮ヲ被為惱候所
ニシテ、臣モ亦日夜痛歎スル所ニ御座候、臣謂ラク方今国是未
定、紀綱未振故ニ、陛下撫愛万民ノ聖念アツテ、其政イマタ挙
ラス、如何トナレハ、輦下ノ民猶未安其居、或ハ暴客ノ暗殺ア
リ、或ハ窃盜アリ、或ハ倫常ヲ紊ルアリ、京師斯ノ如シ、況ヤ
遐域ニ於テヤ、是民政ノ挙ラサルヲ証スルユエンナリ、臣又
窃ニ方今ノ形勢ヲ觀察スルニ、天下自ラ殺伐ノ風ヲ成シ、威力
ヲ以テ圧服セシメントスル勢ニテ、却テ孝慈友愛ノ俗ヲ鄙シム
ニ至ラントス、仰願クハ孝慈友愛ヲ本トシ、民俗淳厚ニ赴候様

被遊度儀、民政之御急務ト奉存候、是太平ヲ開クノ皇基ニシテ、
民政興レハ何ソ富強ノ足ラサルヲ患シヤ、是陛下撫愛万民スル
政治ノ根本ニシテ、錢穀ヲ以テ賑恤救助如キハ、一時ノ惠ニシ
テ、常久ノコトニアラスト云ヘシ、臣慶永不堪懇悃ノ至、誠恐誠
惶、頓首百拜、謹上

六月十日

臣慶永

一六月十三日昼時、本多興之輔・松平備後京師を發し、暮時田内源
介・千本弥三郎同しく各帰北の途に就く、此人々の上京せし旨趣
ハ、已に前条六月九日の条下に記載する如くなりしか、出京の途中に於
て、徳川家に係る御処置ハ、関東に於て已に夫々仰出されとなり
しよしの報に接し、福井出發已前とは形勢少しく相違せしを以て、
着京後再議に及び、更に越前守出馬先に於て、若謝罪降伏を請ふ
者あらは、受降鎮撫の筋をも取計らひてハ如何、是等ハ其事ある
に当り、督府の御指揮を仰くへき事ながら、万一矛盾する所あり
てハ不都合故、予しめ伺ひ置きたしとの趣意に改め、即其伺書を
起稿して、岩倉輔相公の内見に入れしに、岩倉公受降鎮撫の事ハ、
恭順謹慎の故を以て徳川家を寛典に処せられたる一事にても、朝
議のある所ハ分明なるへし、されは事新らしく伺ふまでも及ハ
ざるへきか云々申されし上、別に福井よりも飛脚を以て、越後口
官軍追々苦戦に及ひたれば、多寡を論せず、速に援兵を出たすへ
き旨、督府より長岡啓三郎を使として申遣ハされ、最早猶予すへ

き時機にあらざるを以て、国議は急に出兵する事に一決せり、依
てハ特に朝議を伺ふには及ハざる旨の通達ありし故、本多以下い
つれも速に帰北する事となりしなり

一六月廿二日帰国御暇願を差出さる、如左

先般為会津征伐、越前守江出張被仰付、其後も数度御催促御座
候二付、是節々直二以急飛申越シ、此頃二而ハ追々出兵之運ひ
にも相成、越前守儀も無程出馬仕候儀トハ相聞え候得共、北越
賊勢驕暴之報知も有之、実二切迫之模様ニハ甚以遷延之姿、於
慶永何共深く奉恐入候次第御坐候、右者越前守病氣精々加養
も仕候得とも、未た快方ニ相運ひ兼候趣故、其辺より彼是手後
レも仕候哉と、起居寢食片時も更ニ難安、甚案勞ニ堪所(不脱カ)ニ御坐
候、仍而慶永儀早々国元へ罷越、国元事情親敷見聞之上、猶又
越前守并重臣共江も、至急之御趣意通り厚及説諭、今後之心得
方も篤ト申談度奉存候間、何卒速ニ暫時之御暇賜候様、伏而奉
至願候也、誠恐誠惶、頓首謹言

六月廿一日

松平慶永

一同日帰国御暇願の書付に附箋を以て御沙汰あり、如左
越前守出張遷延二付、一先帰国催促致度願之趣尤にハ候得共、
至急ニ重臣指遣し、国元之情実、越前守出張之頃合、委細見届
言上可有之、其上何分之御沙汰可有之事

六月廿三日

越前宰相

一六月廿三日茂昭公出馬遷延之事情、及兵員ハ来る廿六日迄ニ出発すへき旨を其筋江申出らる、昨廿二日秋田玄蕃福井より到着して、三条の国議を陳述せり、其一ハ茂昭公出馬せらるゝに付ては、慶永公には帰国あらん事を希望す、其二ハ茂昭公病氣未だ快癒に至らず、急に出馬せらるゝ事ハ覚束なし、其三ハ廿四日より廿六日迄に人数を繰出しに成る等なり、以上三条の趣を慶永公に言上せしに、第一条の希望ハ昨今岩倉殿江御談の旨もある事故、卒爾には申出られ難し、其他の二条ハ昨日附箋の御沙汰に、重臣指遣ハし候様との御旨趣もあれば、速に其筋へ申出らるへしとの事にて、玄蕃をして届書を持参せしめらる、届書左の如し

越前守出張遷延ニ付、慶永儀一先帰国催促仕度、昨廿二日奉願上候処、至急ニ重臣差立、国元之情実越前守出張之頃合、委細見届早々言上可仕、其上何分之御沙汰可被為在旨被仰出、奉謹承、早速重臣可差立之処、昨夕重臣秋田玄蕃と申者上着、越前守義ハ先日來段々申上候通り病氣不宜ニ付、領分浦方江海水浴仕候処、不容易賊勢ニ付、追々御沙汰之趣も御座候故、去ル十五日福井表江罷歸候処、兎角手足麻痺甚敷、神氣幽蔽、始終平臥勝罷在、居間内歩行も出来兼候為体故、至急之御軍務之処、甚以奉恐入候得共、急ニ出馬ハ無覚束奉存候、尤少々ニ而も快候へハ速ニ出馬可仕候、兵隊之儀者追々繰出し、先日御達之兵数者、来ル廿六日迄ニ出払候筈ニ御座候、此段奉申上候、以上

一六月廿七日中山大納言殿より知邸を召喚せらる、堀庸之介参官せしに、中山殿対面演達之趣如左

先達而御官位御猶予御願被成候処、段々御跡之御運ひも有之事故、強而御請相成る様との御沙汰なり、就而者早々御請書指出されたし

一同日權中納言從二位推任叙の御請書を指出さる、此日宮中に於て、宇和島侯慶永公に對面ありて、先達而御願の上御猶予ありし官位御推任叙の件を、本日更に御拜命ある様との御沙汰に及ハるゝ筈のよし、就てハ此度又々御辞退ありてハ外々の差障にもなるなれば、兎も角も御請ある様、予しめ御内談に及びおく様にと、中山殿依頼せられし旨申入れられ、さて前記の如く中山殿より改めて演達せられしか、曩に猶予を願ハれし時、鍋島老侯御相談、願書も御連名にて指出されし事故、此度も御相談の上兎も角も決せらるへき内旨の処、鍋島侯より使を以て御請あるへき内存と申遣ハされし故、慶永公よりも御同意の旨返答せられ、即日御請書を指出されたり、如左

先般權中納言從二位宣下御猶予奉願候処、今日再応勅命之趣謹畏承り候也、謹言

六月廿七日

慶永

一同時中山大納言殿江書翰を遣はさる、如左

一翰令拜啓候、先以弥御安全珍重奉存候、抑權中納言從二位先般宣下御猶予奉願候処、今日更に御請奉申上候様御沙汰之趣拝承仕候、再応之勅命謹畏奉承候旨、御請即刻右大弁宰相迄差出候、此段申上候也、恐惶謹言

六月廿七日

越前中納言

慶も

中山一位殿

一六月廿八日参内冠^衣せらる、官位任叙の御礼を申上られしなり

一同日毛受鹿之介福井江出發す、去る廿二日秋田玄蕃出京の際、三条の国議を陳述せし中、茂昭公出馬に付ては、慶永公帰国あらん事を望むとの旨もあり、慶永公にも過般来一旦御帰国の内旨にて、已に去る廿二日御出願ありし事なれと、岩倉殿より内々申聞られしハ、御帰国御願の事ハ、御国情無御扱訊あるよし、青山小三郎より承り、篤与相分り御尤の事と存し、則伺ひしに、閑叟ハ病氣、伊予ハ東下、容堂ハ病身、此際春岳居らすてはならぬとの叡慮なりし云々なりし故、急に御帰国ハ成されかたかるへきかとの事を始め、頃日来種々評議に及はれし事ともを内報せしめらるゝため、特に出発を命せられしなり

一七月七日議定職御免願を差出さる、此願書ハ宇和島侯に依頼して進達せられたり、過般来慶永公帰国を希望せられ、已に御申立の次第ありけれど、容易く御許容に至らず、到底在職のまゝにてハ、希望を達せらるへき見認めなかりし故、此上ハ辭職を先にせらるゝかた然るへきかとの邸議ありて、其議を申上しに、公これを容れ、本日出願せられしなり、願書如左

慶永不肖之身を以、御一新之折柄、高官重職を辱候儀深く恐入罷在候処、方今不容易御時勢に押移候も、其起原宗家徳川氏方出候儀ニ御坐候へハ、支族之慶永猶以日夜寒心恐懼仕居候事ニ御座候、乍併徳川氏之儀ハ、慶喜伏罪恭順之次第被聞食、寛典を以社稷保存被仰出候ニ付、聖恩感戴、益恭謹罷在候趣ニ者候得共、其党類并脱走之家来共、今以官軍に抗し鎮伏仕兼、奉惱宸襟、実以不堪恐懼之至奉存候、夫ニ付、国情も亦不得已次第御座候、仍此儘在廷罷在候而ハ、宗支之纏累、大方之嫌疑責讓も難免、朝廷之御為にも難相成候間、何卒格別之御情愍を以、当職御免被成下候様奉願上候、猶委細之義者別紙申上候間、偏ニ奉仰恩免之御沙汰候、以上

七月

慶永

別紙

抑客冬大政御一新之際、尾張大納言并慶永、徳川氏一件周旋之御内諭を奉蒙候得共、庸才驚鈍ニシテ尽力之所詮無之而已ならず、遂ニ正月三日伏水之兵事ニ及び、恐多くも一旦御親征迄立

至り、其後徳川氏ハ降伏謝罪にも相成候得共、其党類并脱走之賊徒蜂起、爾来半年、干戈未止、今日之形勢往々ハ皇国之御危殆とも可相成哉之次第も、畢竟徳川氏ハ發起候事ニ而、支族之分ニ而者不堪恐懼之至候、況ヤ^臣ニ至候而ハ、全く周旋鎮撫之力不行届故之事ニ而、奉対朝廷候儀者勿論、海内外并宗家・祖家江対シ終天之遺憾、涕泣恐懼此事ニ御座候、初メ徳川慶喜謝罪恭順之筋ニおいてハ、^{慶永}乍不及多少尽力仕候事ニ而、斯く恭順を誘導仕、慶喜真ニ悔悟謝罪之誠意貫徹仕候ハ、徳川氏^{臣子}末々迄も離散不仕、皇国の動乱ニも不立至、生靈も塗炭を免れ候様可相成歟と仰望仕居候処、其秩禄被仰出候末ハ、徳川氏之^{臣子}多数流離ニ可及体と相成、就而ハ其服事之^{臣子}ハ不及申、浮浪と相成、今日之糊口ニ窮候輩ニ至候而ハ、猶更無限之失望ニ而、日夜怨歎可仕義と、^臣於^臣も惨怛悲痛を極メ、将夕賊焰も夫か為ニ消滅仕兼候歟と恐懼仕候、且大納言儀ハ春末帰国いたし、支族中ニ在て^臣独従旧冬至今日迄廟堂重職を辱居候事故、徳川氏一条之朝議ニ於て、^臣悉く参与可申義ハ天下之具瞻ニあたり、徳川氏之御所置ニ於て宿望違算ニ相成候向々ハ、支族たる^臣か恬然知らざる如くなるを、憤怒可仕義ハ必然之勢と奉存候、乍恐弊邑も徳川氏支族之臣民ニ御坐候へハ、自ら右之氣勢を帯ひ居候故、何角ニ付於^臣深く心痛仕居事ニ御座候、其上^{慶永}在職仕ながら、朝廷・宗家之為ニ一身を果し得不申事之爰に至るを坐視し、自他の責望を受候而者、尽忠補過之道を失

ひ、不信・不義之罪悔ニ落入可申歟と、臣民一同安んじ兼候も、朝廷之御模様不相弁、辺鄙之国情ニ而恐入候得共、是又^{臣子}忠愛之情義ニ出候事ニ而、実ニ無余義筋ニ御坐候、右者春来徳川氏一条ニ付而ハ朝廷・祖宗之為に十分肺肝を吐露シ、廷争力を極可申節ニも御座候所、其期を失し、今日ニ至り憐然在職仕候故、右等之罪責を得ル事と反求候得者、^臣之聚怨積怒を来タシ候縁故も亦実ニ不能免所以ニ而、心魂ニ徹シ日夜戦兢踏氷之心地ニ御座候、かゝる薄徳菲才之身を以因循在職仕候義ハ、奉対朝廷不堪恐懼至、又厚顔を拭ひ衆人ニ対候義不堪愧赧、且国情疑懼を抱候も不堪憂慙、右三不堪之情実ケ様ニ陳述候上ハ、是迄之面目を再び廟堂に相立候義ハ難出来奉存候へハ、何卒此上之聖恩を以速ニ当職被免候様奉願上候、過日者帰国之上越前守江申談、右件奉願上度と奉存候得共、追々時機切迫ニも相成候得者、当御役御免被成下候得者、国元へハ重臣指下シ、越前守申談国情慰撫仕、臣民末々迄無顧念勤王一途之御奉公、快然勉勵為仕度儀ニ奉存候、呉々前書之次第ニ而在職仕居候而ハ、第一御為ニも相成不申、大方之嫌疑も不少、随而国情も落合兼進退相谷り候、心情深く御憐察被成下、速ニ願之通御聞届被下置候様偏以奉願上候、且又当官位之御叙任ハ、御役ニ付候義とハ乍申、祖先江超越仕、過分至極之仕合ニ付、先達而ハ御猶予相願候処、此頃ニ至り再命、殊ニ別段御垂諭も御座候故、難有御請ハ仕居候得共殆不堪恐縮、日夜安んじ兼罷在候折柄にも御坐

候得者、御役御免相願候ニ付而者、此儀も更ニ御辞退奉申上度
奉存候間、是亦被為聞食候様奉願上候事ニ御座候

七月

慶永

一七月八日在京諸有司以下藩士一同江、辭職を願はれたる要旨を指
示さる、左の如し

乱階徳川氏ニ起り、夫も御周旋御不行届ニ而御恐縮之御儀なか
ら、尚慶喜公江御恭順御勸あつて、夫ハ行ハれ候へ共、御所置
之末欠望流離之向有之、賊焰も消し兼候折柄、御宗族之内ニ而
唯御忝人朝廷江被為立、大政御参与故、徳川氏御所置之次第も
惣而御同意ニ而、御救援之思召ハ不被為在事歟と、徳川氏始天
下之責怒を御一身ニ御引受、御困窮至極と申、御国^{臣民}迄御在
職を肩とせず、忠愛之情とハ乍申、是か為に御国情落合兼候ハ
甚以御心痛之次第と申、春來御十分ニ御廷争御尽し可被遊節ニ
有之候得共、御尽シ被成兼候御義共有之、今更被对朝廷候而も
御濟不被成、聚怨之來へき所以も有之、重々之御不調法と御自
反被遊候上ハ、最早朝廷には立せられかたき御訳合と相成候へ
ハ、何卒御辭職あつて、自他之情懷を御慰撫有之、当今之御勤
王も御純一二御奉公被成度様ニ御庶幾被遊候御事ニ而、此上強
而御在職御座候迪、御為にも不被為成、御嫌疑も有之、御国情
も不穩候得者、旁以御歎願之筋御憐察あつて、速ニ被聞食候様
との御願なり、右ニ付而ハ御役ニ付たる御過分之御官位も、御

辞退被仰上度との御趣意ニ候事

一七月十一日大宮藤馬を福井に遣はさる、去る七日御辭職願を指出
され、岩倉殿一応御落手にはなりけれど、天下の為にも越前家の
為にも、よろしかるへしとは思はれずとの事にて、昨十日中根雪
江を岩倉殿の邸に招呼はれ、御質問の次第ありし故、職務御解免
となりても、茂昭越後口出馬の日限確定せし上ならては、帰国は
出願すまじき旨、中根をして御答に及ハれ、今は茂昭公御出馬の
御程合にて、慶永公の御進退も決すへき事となりしを以て、福井
に於ても其事情を心得られ、茂昭公御出馬の日限を速に京都江御
返報ありたしとの内意を仰せ進せらるゝため、遣はされしなり、
藤馬本日申刻過早駆にて出發せり

一七月十五日岩倉殿より、江戸を東京と改称せらるへき詔書案を遣
はされ、意見を尋ねらる、慶永公附箋を以て陳述せられし趣左の
如し

謹承、別存無御坐候得共、御詔文乍恐漢文ニ近ク、衆人ノ了解
如何可有之哉、今一層俗文ノ方却而可然歟、行宮ヲ置、天下平
定ノ後親臨ノ御文被入可然歟、慶長年中幕府ヲ江戸ニ開ク云々、
^臣按スルニ將軍宣下ノ後ニアラサレハ幕府トイヒカタシ、家康
ノ江戸ニ封セラル、ヤ、天正十八年四月小田原ノ役豊臣秀吉ト
相談ニテ、江戸ニ城ヲ築クヲ謀ル、文祿元年江戸城ヲ脩拓ス、

慶長八年二月天皇以家康為將軍職、コレヨリ幕府ノ名アリ、外史ニ詳ナリ、コレノ以テミレハ、被仰出ノ最初御不都合ノ様ニ被存候、尚諸賢卿ノ高案アルヘキ所ナリ、東京御親臨ハ平定ノ後可被為在御当然ナリ、急速ノ儀ハ決シテ可然トハ不奉存候也

七月十五日夜第八字

慶永

但辞表中恐入候得共愚衷認候、多罪御海恕奉希候也

一 七月十八日宇和島老侯来邸、過日進達せられし御辞職願の書面に、附箋を以御許容仰付られかたき旨の御指令を伝達せらる、慶永公今度の御辞職は、容易に思ひ止まらるへくもあらざりしか、去る十三日中根雪江を土佐老侯召呼はれ、御忠告の次第あり、翌十四日には同侯来邸、慶永公江直接に御忠告の旨ありし故、断然思ひ止まらるゝ事となり、即ち其旨を御答ありしか、本日御指令を下されたり、如左

願之趣、内外顧慮之情実不得已次第候得共、当今朝廷御多務且御無人、殊ニ其方深思召被為在、更ニ御許容難被仰付候条、早々出伺、無他念可遂忠節候事

一同日午半刻出門参内せらる、過日来久々参内せられざりしか、本日御辞表に対し、御指令の次第ありし故、御受のため即時揃ニて参内せられたり、申刻過帰館せらる

一同日奈良元作を福井に遣はさる、過日来御決心ありし御辞職の件、近日更に方向を一転せられ、其儘御奉職ある事となりし故、其事情を茂昭公江仰遣せられしなり

一 八月五日参内せらる、去月来所勞にて久しく欠勤せられしか、近日追々快方に赴かれし故、参内せられたり

一 八月六日中根雪江京師を發して帰北す、一昨日朝三岡八郎・高田孫左衛門を其寓居に呼び迎へ、昨日岩倉殿江参謁せしに、過般来越前家の方向に關して嫌疑に觸るゝ事ありしか、今日北越より通信を得しに、越兵殊の外鋭進せるよし申来り、夫か為め大に嫌疑を解き甚以て大慶せり、尤慶永公の御忠実なる事ハ満朝悉知、皇上にも御信任の御事なれば、公の御一身には毫も其事なれと、其信用せらるゝ雪江にハ、彼是疑念を挟む者多く、時宜に依りては、朝廷より御処置の品もあるへきかと仰せ聞けられたり、尤其外にも尚一兩人あるやの御口気ありけりと、其人名ハ伺ハざりしと申聞けし故、孫左衛門帰邸、其趣を慶永公に申上しに、公も昨六日参内の際、宮中に於て、衆人の雪江に矚目せる次第を聞かれ、甚掛念せられし折なりし故、愈痛心せられしか、到底一時此地を避くる方然るへしとの事にて、予しめ本多修理をして内旨を伝へしめ、さて改めて帰国すへき旨直達せられしなり、直達の趣左の如し

中根雪江

越前守江申遣候密用有之二付、不得止京都表用向を欠き、乍苦
劳国表江可罷越事

一 八月十三日例刻参朝せらる、此日申の中刻御学問所江出御、天前
に於て御酒肴を下賜ハる、輔相以下議定・弁事の方々一同二下賜
ハリしなり

一 八月十六日午前六時参朝せらる、賀陽宮に御譴責を仰せ出さるゝ
事ありし故、早朝出仕せられしなり

一 八月廿日参朝衣冠せらる、一昨十八日御即位の日時を御治定ありし
故、参賀せられしなり

一 八月廿四日参朝、夫より御馬見所江参上せらる、本日ハ午後三時
御馬場開の御式あつて御馬見所江出御、乗馬天覧あり、畢て拝見
所に於て、御酒肴を下賜せられたり

一 八月廿八日東京行幸の期を仰出さる、如左

東京行幸、九月中旬御出輦被仰出候事

但御道筋東海道之事

一 八月廿七日曉五字二分参朝途中衣冠着袴
宮中束帯 雑色代として香西敬左衛門
・伊藤友四郎随行者、紫宸殿に於て、御即位の御儀式を行ハれし
故なり、御儀式畢て、小御所に於て、輔相・議定・参与の方々及
ひ長門宰相に拝謁仰付られ、御酒肴を下賜せられたり、退朝の際
大宮御所江参賀せらる

御酒三度 御吸物鯛 肴蛸・海老・菜 以上重詰

御食 汁冬瓜
つみ入

二ノ 汁はしいたけ
はんへい 香はふ・せんまい
はもの物沢あん
なら漬

焼もの鯛

一 九月四日大谷巖・香西敬左衛門と共に宮中に参候す、巖ハ会津方
面戦況視察として、八月十八日福井を発し廿三日越後国
保田村に着す 爾後同方面
の視察を畢へ、本月二日福井に帰着廿七日越後国
五泉を發す せしを、更に京師
に遣はされしか、慶永公参内中なりし故、敬左衛門に伴ハれて参
候せしなり、巖此時茂昭公より軍務官江差出さるへき戦況届書届
ハ茂昭公譜に記載せ
り故に爰には載せずを携へ来る、さて宮中に於て露台に召され、慶永
公及ひ中山忠能殿・正親町三条実愛殿・徳大寺実則殿・伊達宗城
殿、其他参与の方々列席、戦地の実況を聞取られし上、中山殿よ
り奏上せられたり

一 九月七日朝十字三十分参朝、夜一字過退朝せらる、今夜内侍所に
於て御神楽ありし故、輔相已下衣冠
着袴居残られしなり、御神楽後御

酒肴を賜ハリ、又参仕の方々に物を賜ふ、慶永公御硯箱を頂戴皇天
御手自御鬮を開せらる
らかせられたり

一 九月八日宮中に於て改元の式を行ハる、慶永公朝十字八分参朝衣冠
議定一同と共に恐悦を申上られ、御肴はも二筋を献せらる、慶永四年
を改めて明治元年とせられしなり

一 九月九日重陽の節、朝十字二十式分参朝衣冠十一字過小御所に於
て、輔相以下と共に拝謁仰付られ、畢て候所に於て御祝酒・御認
め頂戴、二字過退朝せらる、御酒・御認め左の如し

御酒 御肴 糸ひ・ふな
御認 食 汁菜・はん 二ノ汁はも
小鯛煮付 香の物 薄雪こんぶ

一 九月十日横井五百里・大関弥三郎を越後口戦地江発遣せらる、本
藩出張の諸隊を慰問せらるゝためなり、本多興之輔・酒井孫四郎
及び諸隊江手書及酒肴を賜ハリ、又鼠ヶ瀬関攻口の戦死者・負傷者
に米・金を賜ハリたり、左の如し

本多に賜ハリし手書
此頃無異二候哉承度候、別而長々之滞陣太儀ニ存候、秋冷相厭
候儀可為專一候也

明治元年九月十日

慶永

酒井に賜ハリし手書

一筆申遣候、寒冷増進之処、孫四郎始一同無異ト愛度存候、扱
者先般依朝命越後口へ出兵、追々報知ノ儀ハ軍務官江届出シ申
候、別ニ参朝輔相公へ一々差出、直ニ及奏聞申候、別而大谷巖
委曲ニ報告故、直ニ宮中へ差出、於露台議定・参与一同巖ヨリ
承之、從中山儀同直ニ令奏聞候処、御内々叡慮ノ旨、慶永マテ
御沙汰モ被為在候、戦地ノ形勢逐一詳悉、右ハ遊撃隊及大隊其
外上下出張ノ者共、不容易骨折、決死忠勇奮戦故勝利ニ至ルコ
トト、別而御役前ニ取候而も、私ニ取候而も満足不浅、依頼之
事ニ候、是ト申モ畢竟孫四郎・巳三郎始格別之尽力戦功ノ上ナ
ル勲績ト賞歎不少候、実ニ天朝ノ御武威ニテ、速ニ若松城落チ
候事ト存候、尚此上精々尽力、浄光公之御武威を輝シ候様、孫
四郎始夫々頭々江可申通候、此頃ハ越前勢ノ奮戦ハ満朝実ニ美
賞、為是嫌疑ヲモ相氷解シ、上々ノ首尾、慶永不肖鞠躬尽力ノ
安心シテ出来候モ、皆其方共ノ庇陰ト令満足候、為慰勞態々五
百里・弥三郎使申付、諸隊へ酒肴遣シ候、尚此上精励、決死奮
戦ハ勿論、弥隊々整肅謹慎行儀正敷、他国ノ人々江失礼無之、
他国之者モ感心スル程ニ有之度候時、是北海之寒風、自愛專一
二候也

明治元年九月十日

慶永

尚々巳三郎始へも宜可申入候、此書付巳三郎始見せて宜敷人々
へハ可示候、慶永無事在職安心可有之候也

諸隊二賜ハリシ手書

越後口出張之遊撃隊及大隊其外勤仕之者一同、忠勇奮戦之趣且
屢捷報アリ、全ク上下一致一和、頭々尽力指揮行届候ハ勿論、
各隊日夜不容易ノ骨折、万々遥察、頼母敷存候、長々之滞陣実
ニ苦勞、尚北越之寒冷令自愛、弥精勵、速ニ可奏成功候、為慰
勞横井五百里・大関弥三郎使申付候、仍テ酒肴遣シ候、此趣末
々マテ無洩可申達事

明治元年九月十日

慶永

鼠ケ関戦死者・負傷者二賜ハリシ米金

一番大隊第一小隊

同上第二小隊

吉川作兵衛 戦死

帰山源蔵 戦死

右米三俵ツ、

一番大隊第一小隊長

同第二分隊長

堀 十兵衛 傷

成瀬和十郎 傷

右金貳百疋

右金三百疋

大砲半隊長

一番大隊第二小隊

大井田喜内 傷

小川理兵衛 傷

右金貳百疋ツ、

一番大隊第三小隊

鷺田金十郎 傷

右金百疋

彈藥夫卒

同上

磯右衛門 傷

清助 傷

大砲夫卒

同上

岩吉 傷

亀吉 傷

右鳥目式貫文ツ、

一九月十二日参朝例の如し、此日慶永公・宗城卿を御前に召され、
御新調の御掛軸拝見仰付られ、天球及新聞紙などの事を勅問せら
る、奉答の後御茶・御菓子を賜ハる、酉の刻退朝

一九月十八日在京諸侯江左の通仰出さる

在京諸侯

明後廿日御東幸御出輦ニ付、卯刻為御見立参朝可有之事、御出

輦後十五ケ日之内、一度大宮御所江御機嫌為何可罷出事

但所勞等之輩ハ重臣名代不苦候事

東京御着輦承之上、為恐悦禁中并大宮御所江可罷出候事

但所勞等之輩ハ重臣名代不苦候事

九月

行政官

一十月十三日八ツ時東京城丸西江御着輦

一十月十五日永田儀平東京城丸西江登營上下天機を窮ふ、去る十三

日御着輦ありし故なり

今般御着輦被為在候二付、奉窮天機候、此段越前中納言兼而申付越候、以上

十月十五日

越前中納言内
永田儀平

一十月晦日東京に於て、永田儀平を宮城に差出し天機を伺ハる、去る廿七日宮城御發輦、大宮駅氷川神社江行幸、昨廿九日還幸ありし故なり、如左

還幸被為在候二付奉伺天機候、此段越前中納言兼而申付越候、以上

十月晦日

越前中納言内
永田儀平

一十一月十日東京に於て、軍務官より酒井孫四郎に參朝すへき旨達せらる、孫四郎ハ軍事物官の命を奉して、越後口より奥州会津に入、奥羽平定に至りしを以て、若松の景状及び松平容保父子其他、降伏人の御処分方に係る意見を上陳するため、去る十月十八日若松を發し、同月廿五日東京に着せしなり、軍務官の達書左の如し

酒井孫四郎

御用之儀有之候条、神速參朝可致候事

十一月十日

軍務官

一十一月十二日東京に於て酒井孫四郎參朝す、一昨日參朝すへき筈なりしも、他出中故、軍務官江其旨申出、更二本日參朝する事

となりしなり、此日於宮城竜顔を拝し、御酒肴を頂戴す、御達書左の如し

酒井孫四郎

久々之出張苦勞被思召候、今般歸陣二付、不取敢為慰勞賜酒肴候事

十一月

行政官

一十二月十二日東京に於て上野凌雲院惇宗院殿の御靈前江、使者を以て香典白銀三枚・花一筒・菓子一台・香木を供へ、又田安殿邸中御靈前江も花一筒・菓子一台・香木を供へらる、本年ハ二十一回忌に相当し、田安殿祭典を執行せられし故なり